

「プラチナえるぼし」の認定取得について ～四国の金融機関では初めて～

高知銀行（頭取 河合祐子）は、2025年7月10日付で高知労働局より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく認定マーク「プラチナえるぼし」を取得しましたので、お知らせいたします。

「プラチナえるぼし」は、えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が特に優良な企業に与えられる最高ランクの認定です。

今回、管理職の女性比率や有給休暇の取得状況、女性の継続就業などの女性活躍に向けた当行の取り組みが評価され、四国の金融機関としては初の「プラチナえるぼし」認定となりました。

なお、認定通知書は、本年8月25日に高知労働局より交付される予定です。

当行はこれからも、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、ウェルビーイングを向上できるよう、職場環境の整備を進めてまいります。



以 上

◇本件に関するSDGs



【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 人事総務部
担当：西村 TEL088-871-1582